

「耐震スーパーバイザー」募集

優良事業所の認定

目的

木造住宅の耐震化を一層促進するため、耐震診断から耐震改修までを一貫して実施できる徳島ならではの優良な事業所を「徳島県木造住宅耐震スーパーバイザー」として認定し、県ホームページ等で公表します。

耐震スーパーバイザーの役割

- エシカル消費※1に視点をおいた工法の採用
- 耐震診断と併せて耐震改修工事の見積書の作成
- 講習会等で改修事例報告



※1 倫理的消費のこと。例えば、県産材利用や低コスト工法による廃棄物の削減など。

応募資格

● 単独の場合・・・工務店

要件：耐震診断の実施が可能で、
令和元年度から令和5年度までの5年間の耐震改修等の実績※2が5件以上あること

● 共同の場合・・・建築士事務所と工務店とのジョイント※3

要件：令和元年度から令和5年度までの5年間の
耐震診断の実績※4が合わせて10件以上 かつ
耐震改修等の実績※2が合わせて5件以上あること

※2 市町村の耐震改修支援事業、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業及び耐震シェルター設置支援事業において、事業所に所属する耐震改修施工者等が担当した件数の合計です。複数の耐震改修施工者等が所属している場合は、それぞれの実績を合算してください。住替え支援事業の実績は含みません。

※3 2の事業所で構成してください。同一の事業所が重複して複数のジョイントを構成することは可能です。

(例：事業所B、C、Dがある場合、BとCとDの3事業所でJVは不可。BとCのJV、CとDのJVは可能。)

※4 市町村の耐震診断事業において、事業所に所属する耐震診断員が担当した件数の合計です。複数の耐震診断員が所属している場合は、それぞれの実績を合算してください。

応募期間

令和6年4月8日(月)から令和6年5月2日(木)まで **必着**

応募方法

郵送、メール又は持参にて、次の書類を提出

- 認定申請書兼実績報告書(様式第1号)
- PRシート(様式第2号)

様式のダウンロードはこちら <https://www.pref.tokushima.lg.jp/taishinka/>

まったなし住まいの耐震化 **検索**

提出先・お問い合わせ

〒770-8570 徳島市万代町1-1 7階
徳島県県土整備部 住宅課建築指導室 耐震化担当 電話：088-621-2598
E-mail：kenchikushidoushitsu@mail.pref.tokushima.jp

スケジュール

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 5月 | 申請事項の審査
耐震スーパーバイザーの決定、県ホームページ等で公表 |
| 6月以降 | 優良事業所として紹介 |

応募資格の解説

● 単独の場合・・・工務店

要件：耐震診断の実施が可能で、
令和元年度から令和5年度までの5年間の
耐震改修等の実績※3が5件以上あること

耐震スーパーバイザーの要件

耐震診断の実施が可能

工務店 A

- 診断 1件
- 改修 5件



OK
認定後は、過去5年間の改修実績5件以上が要件となります※2

耐震診断の実施が不可能

工務店 B

- 診断できない
- 改修 5件



NG
(診断ができないから)

● 共同の場合・・・建築士事務所と工務店とのジョイント※4

要件：令和元年度から令和5年度までの5年間の
耐震診断の実績※5が合わせて10件以上かつ
耐震改修等の実績※3が合わせて5件以上あること

耐震スーパーバイザーの要件

事務所 C + 工務店 B

- 診断 10件
- 改修 0件

- 診断できない
- 改修 5件



OK
認定後は、過去5年間の改修実績5件以上が要件となります※2

事務所 C + 工務店 D

- 診断 8件
- 改修 2件

- 診断 2件
- 改修 3件



OK
認定後は、過去5年間の改修実績5件以上が要件となります※2

事務所 E + 工務店 D

- 診断 7件
- 改修 0件

- 診断 2件
- 改修 5件



NG
(診断件数が足りないから)

※2 認定後、過去5年間の改修実績が原則5件以上に達しない場合は、認定が取り消される場合があります。
 ※3 市町村の耐震改修支援事業、住まいの安全・安心なリフォーム支援事業及び耐震シェルター設置支援事業において、事業所に所属する耐震改修施工者等が担当した件数の合計です。複数の耐震改修施工者等が所属している場合は、それぞれの実績を合算してください。住替え支援事業の実績は含みません。
 ※4 2の事業所で構成してください。同一の事業所が重複して複数のジョイントを構成することは可能です。(例：事業所B、C、Dがある場合、BとCとDの3事業所でJVは不可。BとCのJV、CとDのJVは可能。)
 ※5 市町村の耐震診断事業において、事業所に所属する耐震診断員が担当した件数の合計です。複数の耐震診断員が所属している場合は、それぞれの実績を合算してください。